

【速報】日中社会保障協定の調印について

5月9日、日本と中国との間で「社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定」（以下、『日中社会保障協定』とします。）が調印されました。中国では、中国で雇用される外国人についても中国の社会保険に加入しなければならないこととされています。一方、今回調印された日中社会保障協定では、中国で雇用される日本人に関する社会保障上の取り扱いについても規定されており、この点で、中国で雇用される日本人の社会保険加入の取り扱いについても変更されることが想定されます。今回は、日中社会保障協定が発効した後、中国で雇用される日本人の社会保険加入の取り扱いについて説明します。

1. 外国人の中国での社会保険への加入

中国の社会保障制度では、雇用会社（単位）及び従業員は、いわゆる“五險一金”への加入が義務付けられています。このうち、五險とは、養老保険、医療保険、失業保険、労災保険、出産保険を指し、一金とは、住宅積立金を指します。また、2011年7月から施行されている社会保険法により、中国で雇用される外国人についても社会保険への加入が義務付けられました。社会保険法では、上記の“五險一金”のうち、五險に関する社会保険について規定しています。そのため、中国で雇用される外国人については、少なくとも五險、すなわち養老保険、医療保険、失業保険、労災保険、生育保険に加入することが義務付けられているものといえます。

なお、2018年4月末現在において、上海市では、社会保険法に基づく外国人の社会保険加入に関する実施細則が制定されていないことを理由として、外国人の社会保険への加入を強制しない運用が行われています。

2. 日中社会保障協定の概要

会社の事情により日本本社から中国の現地法人、駐在員事務所などに出向、派遣される日本人の場合、通常は、日本本社での雇用を維持したまま中国に赴任することとなりますので、日本の社会保険に加入したままの状態になっていることが多いと考えられます。一方、上記のとおり、中国に赴任した後には、少なくとも中国の五險に加入することが義務付けられていますので、日中両国において二重に社会保険に加入することになります。日中社会保障協定は、この点に関する二国間の制度上の調整を一つの目的としています。

日中社会保障協定で調整される保険は、日本国の年金制度と中国の養老保険（正確には、被用者基本老齢保険）となります。そのため、日中社会保障協定によっても、これら以外の保険、例えば医療保険や失業保険などは日中両国において二重に加入することになります。

日中社会保障協定では、日本本社で雇用される者が、就業の一環として中国に派遣される場合において、派遣から最初の5年間については、日本の年金制度のみの適用を受けることとしています。（日本と中国が逆のケースも同様となります。）これによって、日本本社からの中国赴任者については、赴任から5年間については、中国の養老保険への加入は不要となるものと考えられます。

3. 注意事項

日中社会保障協定では、中国への派遣期間が5年を超える場合については、中国の権限のある当局又は実施機関は、引き続き日本の年金制度のみの適用を受けることに合意することができるものとされていますが、今後の運用の確認が必要といえます。なお、現在すでに赴任している者については、日中社会保障協定の発効日から5年間のカウントが開始されるものとされています。

(執筆者連絡先)

上海成和ビジネスコンサルティング(SSBC) / 税理士法人 成和 代表 渡辺基成

住所: 上海市長寧区延安西路 1600 号 禾森商務中心 303 室

電話番号: +86-21-5237-6737

E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>

- 上海事務所 上海成和ビジネスコンサルティング 上海市長寧区延安西路 1600 号禾森商務中心 303 室 tel +86-21-5237-6737 fax +86-21-5238-2779
- 岐阜事務所 税理士法人 成和 / 株式会社成和ビジネスコンサルティング 岐阜県岐阜市菅生 2-3-19 tel +81-58-295-7077 fax +81-58-295-7078
- ホーチミン事務所 ベトナム成和ビジネスマネジメント No. 27, Thu Khoa Huan, F. 8, Q. Tan Binh, Ho Chi Minh City, Vietnam Tel: +84-8-864-0244